海士町商業・サービス業感染症対応支援補助金交付要綱

（趣旨）

第 1 条　町の交付する海士町商業・サービス業感染症対応支援補助金については、商業・サービス業感染症対応支援事業費補助金実施要領(令和 2 年 6 月 2 日島根県制定)及び海士町補助金等交付規則（平成30年9月28日海士町規則第19号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助金の対象等）

第 2 条　補助金の名称、補助金交付の目的、補助金の交付対象である事業の内容、補助対象の経費、交付の率又は金額及び補助対象事業者の範囲は次の表とおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 補助金の名称 | 海士町商業・サービス業感染症対応支援補助金 |
| 補助金交付の目的 | 新型コロナウィルス感染症による感染防止対策又は事業継続のために行う新規事業に取り組む事業者に対し、補助金を交付することで地域経済の回復に資することを目的とする。 |
| 補助金の交付対象である事業の内容 | 中小企業者（中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項で規定する中小企業者をいう。以下同じ。）が、新型コロナウイルスの影響を踏まえ、事業の継続に向け、売り上げを確保するために、令和2年4月7日以降に着手し、令和２年１２月３１日までに完了した次に掲げる事業。ただし、一つの中小企業者あたり一般枠、共同事業枠それぞれ１回までとする。1. 一般枠

補助対象事業者が、自己の事業所又は店舗等の感染防止対策又は新規事業展開のために行う事業1. 共同事業枠

補助対象事業者が、複数の事業者と共同して行う感染防止対策又は新規事業展開のために行う事業 |
| 補助対象の経費 | 補助金の交付対象である事業に係る経費のうち次に掲げる経費（当該経費の金額が100千円に満たないときは、その全額を切り捨てる。）とする。ただし、消費税及び地方消費税相当額は除く。1. 一般枠

次の①及び②に係る経費とし、付随して係る運賃、設置費等も含む。ただし、消耗品等は、令和２年１２月３１日までに使用されたものに限る。① 感染防止対策にかかる経費（改修費、備品購入費、備品リース料、広告宣伝費、消耗品費、委託費 等）② 新事業展開にかかる経費（改修費、備品購入費、備品リース料、広告宣伝費、消耗品費、委託費等）等1. 共同事業枠

次の①及び②に係る経費とし、付随して係る運賃、設置費等も含む。ただし、共同成果物の確認ができるもの及び消耗品等は、令和2年12月31日までに使用されたものに限る。① 感染防止対策に係る経費（広告宣伝費、委託費等）② 新事業展開に係る経費（広告宣伝費、委託費等）等 |

|  |  |
| --- | --- |
| 交付の率又は金額 | 一般枠又は共同事業枠それぞれについて、補助対象経費(他の補助金等の対象経費となったものは除く。) の4/5以内の額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、800千円を上限とする。 |
| 補助対象事業者の範囲 | 海士町内に本社又は主たる事業所を置く中小企業者及び海士町内に店舗等又は事業所を置く島根県内に本社又は主たる事業所のある中小企業者は、次に掲げる事業を実施する者で、令和元年12月以前の納期限に係る町税を滞納していない者とする。1. 小売業
2. 宿泊業
3. 飲食サービス業
4. 生活関連サービス業（易断所、観相業及び相場案内業（けい線屋） を除く。）
5. 娯楽業（競輪・競馬等の競走場、競技団、芸ぎ業（置屋、検番を除く。）、場外馬券売場、場外車券売場及び競輪・競馬等予想業を除く。）
6. 鉄道業
7. 道路旅客運送業
8. 水運業

２　前項に掲げるもののうち、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業（同項第 1 号（キヤバレーを除く）、第 2 号、第 3 号、第 5 号を除く。）又は同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業に属する事業は除くものとする。 |

（交付の申請）

第 3 条　補助金等交付申請書は海士町商業・サービス業感染症対応支援補助金交付申請書（様式第 1 号）によるものとし、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

1. 補助事業計画書（様式第 2 号）
2. 事業者の所在地がわかる書類（全部事項証明書、確定申告書、開業届、設立届等の写し）
3. 補助対象経費の積算資料
4. 既に事業を実施している場合にあっては補助対象経費の証拠書類
5. 共同事業枠を申請する場合にあっては、共同事業者名簿
6. 新事業展開としてデリバリー・テイクアウト等を実施する者は、食品営業許可の写し
7. その他町長が必要と認める書類

（変更の承認等）

第 4 条　補助対象事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、海士町商業・サービス業感染症対応支援補助金変更交付申請書兼（変更・中止・廃止）計画承認申請書（様式第3号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

1. 補助対象経費の額を増額しようとするとき。
2. 補助対象事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる変更除く。

ア 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助対象事業者の自由な創意によって、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

イ 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

1. 補助対象事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

２　前項の申請書に添付する書類は次のとおりとする。

1. 補助事業計画書(変更後)(様式４号)
2. 変更後の補助対象経費の積算資料又は証拠書類
3. その他町長が必要と認める書類

（事故の報告）

第 5 条　補助対象事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに事故報告書（様式第5号）を町長に提出し、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

第 6 条　補助事業等実績報告書は海士町商業・サービス業感染症支援対応補助金補助事業等完了届兼実績報告書（様式第6号）によるものとし、事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）した日から起算して20日を経過した日までに町長に提出しなければならない。

２　町長が定める書類は、次に掲げるものとする。

1. 実施した補助事業の実績（様式第7号）
2. 事業の詳細が分かる書類（ただし、申請時に提出している場合は不要とする。）
3. 実施状況が分かる写真
4. 取得財産等管理台帳（様式第8号）の写し（ただし、補助事業により取得又は効用の増加した財産がある場合に限る。）
5. 消耗品等管理表の写し（ただし、消耗品や原材料を取得した場合に限る。）
6. その他町長が必要と認める書類

（財産の管理等）

第 7 条　補助対象事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（ 以下「取得財産等」という。）について、取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。

２　町長は、補助対象事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を町長に納付させることがある。

（財産の処分の制限）

第 8 条　取得財産等のうち、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第13条第4号及び第5号の規定に基づき経済産業大臣（以下「大臣」という。）が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。

２　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30 年法律第179号）第22条に定める財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、大臣が別に定める期間とする。

３　補助対象事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書(様式第9号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

４　前条第 2 項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

（産業財産権等に関する報告）

第 9 条　補助対象事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、意匠権または商標権等（以下「産業財産権等」という。）を補助事業期間内に出願もしくは取得した場合またはそれを譲渡し、もしくは実施権等を設定した場合には、遅滞なくその旨記載した産業財産権等取得等届出書（様式第10号）を町長に提出しなければならない。

（収益納付）

第 10 条　町長は、補助対象事業者の補助事業の成果の事業化、産業財産権等の譲渡又は実施権の設定及びその他補助事業の実施により収益が生じたと認めたときは、補助対象事業者に対し交付した補助金の全部または一部に相当する金額を町に納付させることができるものとする。

（概算払請求）

第 11 条　補助事業の完了前に補助金の交付を受ける場合の補助金等交付請求書は、海士町商業・サービス業感染症対応支援補助金概算払請求書（様式第 11 号）によるものとする。

（達成状況調査）

第 12 条　町は、補助事業の完了した日の会計年度終了後５年間、補助事業対象者の達成状況調査を行うものとし、補助対象事業者はこれに協力しなければならない。

（雑則）

第 13 条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める｡

附 則(施行期日)

１　この告示は、令和2年6月22日から施行し、令和2年4月7日から適用する。(この告示の失効)

2　この告示は、令和7年6月30日限り、その効力を失う。